

## 3節 騒音・振動を防止します

### 施策1

#### 工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進

#### 1. 環境調査

##### (1) 一般地域

一般地域の環境騒音の状況を把握するため、6地点で調査を行いました。その結果、全調査地点で環境基準を達成していました。(資料編P118 資7-15～P119 資7-17 参照)

##### (2) 道路に面する地域

自動車騒音・道路交通振動の状況を把握するため、28地点で調査を行いました。調査結果は、全調査地点で騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度を下回っていました。

また、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づく面的評価を行った結果、評価対象戸数の89.4%が環境基準を達成していました。(資料編P120 資7-18～P122 資7-21 参照)

幹線道路に面する地域の環境基準達成率

時間帯	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
昼間・夜間	29,384	89.4%
昼間	29,456	89.6%
夜間	30,722	93.5%

(全体) 32,870 戸

#### 2. 工場・事業場等の監視・指導

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設と定め、設置や変更等の届出を義務付けています。これらの届出の際には、規制基準を遵守するよう騒音・振動防止の指導を行っています。

平成27年度に新たに届出のあった特定工場等は、騒音規制法に基づくものが9特定工場等27特定施設、振動規制法に基づくものが7特定工場等16特定施設、大分市騒音防止条例に基づくものが24特定工場等98特定施設となっています。(資料編P123 資7-22 参照)

また、随時、工場・事業場の立入検査・調査を行っています。

#### 3. 特定建設作業の届出・指導

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業を特定建設作業と定め、作業を実施する場合には事前の届出を義務付けています。

平成27年度の届出状況は、騒音規制法に基づくものが369件、振動規制法に基づくものが240件、大分市騒音防止条例に基づくものが1,168件でした。(資料編P124 資7-23～P125 資7-25 参照)

また、届出の際には周辺の生活環境を阻害しないよう騒音・振動の防止対策について事前指導を行っています。

施策2

近隣騒音対策の推進

1. 近隣騒音対策

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化により、日常生活に起因した騒音、いわゆる「近隣騒音」による苦情が発生しており、平成27年度に寄せられた近隣騒音による苦情は、騒音苦情全体の14%を占めています。

近隣騒音は、限られた生活空間で発生し、しかも心理的、感情的な要素が強く、音の大きさ以外に近隣との人間関係に左右されやすいという特徴から、法令等による規制になじみにくく、対応に困難をきたす場合が多くなっています。

このため、本市では近隣騒音の未然防止に重点を置き、自治会でチラシを回覧するなどの近隣騒音防止の啓発活動を推進して、騒音問題の生じにくい地域社会の形成に努めています。



啓発用のチラシ

2. 拡声機・深夜営業

店舗や商店街の商業宣伝を目的とした拡声機から発生する騒音や、飲食店やカラオケボックス等の深夜営業に伴って発生する騒音から、住民の生活環境を保全するため、大分市騒音防止条例により音の大きさや使用時間、使用方法等を規制しています。

(資料編P116 資7-13～P117 資7-14 参照)